

～令和8年度 紀美野町着地型観光ツアー還付金事業～

紀美野町へツアーを催行する 旅行会社を支援します

紀美野町では、町内の宿泊、飲食、体験、観光タクシー及び観光バス利用を組み込んだ募集型企画旅行（日帰り旅行を含む）及び手配旅行（教育旅行を除く）を催行する旅行会社および旅行サービス手配業者に対し、利用額に応じて還付をします。



還付対象者

旅行業法（昭和27年法律239条）第3条の規定に基づく旅行業登録を受けている旅行会社、および旅行サービス手配業者を対象とします。



事業の期間

事業の開始は令和8年4月1日（水）、終了日は令和9年2月28日（日）とし、終了日までに旅行の催行及び実施報告・還付金請求のすべてを終えること。また、催行及び実施報告された順に還付し、事業予算に達した時点で終了とします。



還付の条件

町内の宿泊、飲食、体験、観光タクシー及び観光バス利用のうち1つ以上を組み込んだ募集型企画旅行（日帰り旅行を含む）及び手配旅行（教育旅行を除く）に対し、以下の基本還付枠・交通還付枠それぞれの枠の上限内で還付をします。

還付金額

<基本還付枠>

1



宿泊枠

代金（税別）× 1/2

※宿泊枠の還付金の上限を
1名あたり7,000円とする

2



飲食枠

代金（税別）× 1/2

※飲食枠の還付金の上限を
1名あたり1,500円とする

3



体験枠

代金（税別）× 1/2

※体験枠の還付金の上限を
1名あたり1,500円とする



※宿泊枠・飲食枠・体験枠の1名あたりの
還付金合算額の上限を10,000円とする。

以下の基本還付枠・交通還付枠それぞれの枠の上限内で還付をする。

<交通還付枠>

4



交通枠

紀美野町内の
観光タクシー・
観光バス等

代金（税別）× 1/2

※1合当たり及び交通枠の
還付金額の上限を
1ツアーあたり
10,000円とする。



※還付金事業の要項及び申請書類
<http://kiminokanko.com/kanko-kanpu/>



お問い合わせ先

紀美野町観光協会事務局（紀美野町役場産業課内）
紀美野町動木287番地

TEL：073-488-2611

FAX：073-489-2510



Eメール：
tourism@town.kimino.lg.jp